

新座市数量書等公開取扱要領

(令和8年9月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、新座市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託並びに施設維持管理の業務委託（以下「建設工事等」という。）における数量書等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 数量等 発注者による予定価格の算出又は受注者による見積金額の算出（次条第3号の受注者が作成した内訳書の算出に限る。）に当たり採用した数量、基準、規格、単位、資料の種類等をいう。
- (2) 数量書等 発注者が予定価格を算出するために用いた積算上の条件や考えを示したもので、図面による仕様発注が可能な場合における参考数量書及びその他の場合における積算参考資料をいう。

(数量書等の取扱い)

第3条 数量書等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 数量書等は、契約上の拘束を受けない参考資料として公開するものであり、新座市公共工事請負契約基準約款第1条、新座市建築設計業務委託契約基準約款第1条及び新座市土木設計等業務委託契約基準約款第1条に規定する設計図書並びに新座市業務委託契約基準約款第1条に規定する仕様書に該当しない。
- (2) 積算参考資料については、原則として質疑を行う。参考数量書については、原則として質疑を行わない。
- (3) 受注者が作成した内訳書の数量等と発注者が公開した数量書等の数量等に差が生じた場合でも、原則として当該差のみをもって契約変更の対象とはしない。
- (4) 前号の規定にかかわらず、図面による仕様発注を行った契約で変更契約が生じた場合において、必要があるときは、変更の概要が分かる書類を作成し、契約書にとじこむ。

(対象となる建設工事等)

第4条 数量書等の公開の対象となる建設工事等は、工事内容や履行内容が軽易であることその他の理由により数量等を公開しないことが必要であると認められる場合を除き、原則競争入札に付する全ての建設工事等とする。

（公開の方法）

第5条 数量書等の公開は、原則として入札公告又は指名通知書における設計図書又は仕様書の公開の方法と同様の方法で行うものとし、図面による仕様発注が可能な場合にあっては参考数量書（様式第1号）に、その他の場合にあっては積算参考資料（様式第2号）によるものとする。

（公開の範囲）

第6条 数量書等の公開の範囲は、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、数量総括表、数量計算書その他の積算資料のうち、発注者が必要と認めたものとする。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、令和8年10月1日から実施し、同日以後に公告又は指名通知を行う建設工事等から適用する。

（【建設工事】参考数量書を活用した発注（数量書公開方式）の手引の廃止）

- 2 参考数量書を活用した発注（数量書公開方式）の手引（平成30年6月5日市長決裁）は、廃止する。